

令和6年2月度栗東市教育委員会定例会追加提出議案

令和6年2月19日(月)
於：4階第1委員会室

議案第23号 栗東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第 23 号

栗東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

栗東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年栗東市条例第 19 号）の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により市長に意見を申し出る。

令和 6 年 2 月 19 日 提出

栗東市教育委員会教育長 安 土 憲 彦

栗東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

栗東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年栗東市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「掲示等」に改め、同条中「掲示」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

栗東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第1条-第22条 (略) (<u>揭示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を揭示</p> <hr/> <p>しない。</p> <p>第24条-第52条 (略)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3-6 (略)</p> | <p>第1条-第22条 (略) (<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならぬ。</u></p> <p>第24条-第52条 (略)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。） _____をもって調製するファイル に記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3-6 (略)</p> |

